

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に伴う対応について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「入契法」という。）の改正に伴い、建設業者は公共工事の入札に係る申込みの際に、材料費及び労務費等を記載した工事費内訳書の提出が必要となります。

これに伴い企業団では、令和8年度案件から「工事費内訳書への材料費及び労務費等の記載確認」及び「労務費ダンピング調査」を実施する予定です。

改正内容に関する

1 工事費内訳書への記載事項について

入契法の改正に伴い、企業団では令和8年4月1日以降に公告した案件から入札時に提出していただく工事費内訳書のほかに、別記内訳書に材料費、労務費等の記載が必要となります。

2 労務費ダンピング調査の実施

落札候補者が提出した積算内訳書に記載されている直接工事費（労務費だけでなく材料費等も含めた合計額）の金額が、企業団設計額の一定水準を下回る場合、書面等でその理由の確認を行う予定です。

3 適用開始

令和8年4月1日（以下、「適用開始日」という。）以降に行われる契約の申込みの誘引（以下、「公告」という。）に係る工事請負契約について適用します。それ以前に公告された契約については原則適用しません。

（参考）入契法（令和6年6月改正、令和7年12月施行）

【改正前】

（入札金額の内訳の提出）

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。

【改正後】

（入札金額の内訳の提出）

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。